

文教大学における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領における留意事項

文教大学における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領（以下「対応要領」という。）第9条第2項及び第10条第3項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第9条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障害があることを理由に受験及び入学に関する資料の提供や説明会への参加を拒むこと。
- 障害があることを理由に受験を拒むこと。
- 障害があることを理由に入学を拒むこと。
- 障害があることを理由に入学試験の合否判定に当たり、正当な評価を行わないこと。
- 障害があることを理由に授業受講を拒むこと。
- 障害があることを理由に研究指導を拒むこと。
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒むこと。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 支援を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒むこと。
- 単位の認定基準を満たしていないにもかかわらず、障害があることを理由に、正当な評価を行わず単位を認めること。
- 障害があることを理由に、授業受講を免除すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に正当な評価を行わないこと。
- 授業等において、個々の学生の意向を踏まえた変更・調整を考慮せず、障害の種別により一律に対応すること。
- 授業等における合理的な配慮の検討において、機能障害の程度や軽重のみで対応の順位や変更・調整の内容を決定すること。
- 障害があることを理由に、わずらわしそうな態度を取り、又は傷つけるような言葉をかけること。

（不当な差別的取扱いに当たらない具体例）

- 合理的配慮を提供するために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ、障害のある学生等に障害の状況等を確認すること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第10条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

（物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例）

- 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい学生等に対し、教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示器等を用意したりすること。
- 車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 図書館利用に困難のある学生等に対して、資料へのアクセス手段を用意すること。
- 校舎内の移動をしやすくする目印や標識等を設けること。
- 配架棚の高いところに置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 体温調節が難しい学生等が受講する授業で、他の受講者に事情を説明したうえで、教室の温度を適切に調節すること。
- 疲労を感じやすい学生等から別室での休憩の申し出のあった際、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に臨時の休憩スペースを設けること。
- 目的の場所までの案内の際に、障害のある学生等の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について希望を聞いたりすること。

（意思疎通の配慮の具体例）

- 筆談、要約筆記、点字等の多様なコミュニケーション手段やわかりやすい表現を使って説明をするなど意思疎通の配慮を行うこと。
- 授業や実習、研修、さまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 履修のてびきやシラバス、教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じてテキストデータ等の電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。

- 画像や映像といった視覚的情報を得ることに困難がある学生等のために、それらの内容を口頭で描写してわかりやすく説明すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ用の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 口頭での説明や文字情報のみでは伝わりにくい場合に、手続きや申請の手順を箇条書きや図表等でわかりやすく伝えること。
- 視覚的な情報処理が優位な学生等に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 聴覚障害のある学生等が参加するグループワークにおいて、グループチャットのアプリケーションを用いたディスカッションを行う等の工夫をすること。
- 多数の学生等が不規則に発言をするディスカッション等の場で、情報を整理したり、タイミングよく発言することが難しい発達障害の学生等がいる場合、挙手をして順番に発言をする、発言内容を板書する等の参加しやすくするルールを設けたりすること。
- 入学試験や定期試験、又は授業関係の注意事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している場所や場面において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 教育実習等の学外実習において、本人の意向を丁寧に確認しながら、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、ティーチングアシスタント等を配置すること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、担当教員の許可を得て、板書を写真撮影、P

Cによる筆記、IC レコーダー等による録音を認めること。

- 板書内容や配布資料を拡大して見るためのタブレットパソコン等の機器の使用を認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい学生等に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン、サングラス、マスク、帽子等の着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 別室での休憩の申し出に対し、一時退室を認めること。
- 座席指定の授業の場合に、学生等からの申し出やその障害特性に応じて、適切な位置の座席を確保すること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等を個別に行うこと。
- 授業出席に支援者が必要な場合には、支援者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な学生等に対し、レポートやリモートでの発表、発表を録画したものの提出等の代替措置によって学習評価を行うこと。
- 授業の到達目標を損なわない範囲で、障害学生等と当該授業それぞれの個別の状況及び授業関係者の負担を総合的に考慮したうえでオンラインでの授業受講を認めること。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者や支援学生、又は事務局の代筆による手続きを認めること。
- 障害のある学生等が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得たうえで、当該学生等の順番がくるまで別室や席を用意すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該学生等に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- 学期の早期から適切な支援を行うために、時間的余裕をもって情報提供や合理的配慮に関する検討・調整を行うこと。

(学外機関と連携して行う教育研究活動等における配慮の具体例)

- 教育実習等の学外実習において、参加する障害学生等の個別の状況に基づいて、事前に実習先機関と合理的配慮の内容について調整すること。
- 学外機関が主体となる資格・能力の認定において、実施主体が定める方法もしくは実施主体と事前に調整した方法で合理的配慮の提供を行うこと。

以上